

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政省令の改正について（諮問）

労働基準局 労災管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の改正について

関係政省令の改正の趣旨

- 改正法の施行に伴い、暫定任意適用事業、特別加入制度、労災保険給付請求権及び災害補償請求権の消滅時効期間、社会復帰促進等事業並びに遺族特別年金における支給要件等の見直しに係る関係政省令の改正を行うため、以下の政省令を制定するもの。
 - ①労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
 - ②労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

改正の概要（１）小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止について（②関係）

- 改正法により、関係法律の暫定任意適用事業に係る規定が削除されることを踏まえ、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）等において、暫定任意適用事業に係る規定の削除等の整備を行う。
- その他所要の改正を行う。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の改正について

改正の概要（２）特別加入団体の要件の法定化等（②関係）

- 改正法において、特別加入団体について、厚生労働省令で定める要件に適合するものに限って、労災保険の適用を受けることにつき政府の承認を受けることができることとされるため、当該特別加入団体の保険関係の承認や消滅の要件として以下を省令に定める。
 - （ア） 労災保険料の納付その他の労災保険に関する業務を適切に実施すること
 - （イ） 特別加入者の事業・作業や属性に応じた業務災害の防止に関する活動に係る業務を適切に実施すること
 - （ウ） 特別加入（希望）者を構成員とする単一の団体であること
 - （エ） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第35条第1項の申請をしようとする団体（以下単に「申請をしようとする団体」という。）の目的、組織、運営、構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する手続等が明確であること
 - （オ） 申請をしようとする団体の代表者の所在が明らかであること
 - （カ） 特別加入（希望）者に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うとともに相談に適切に応じること
 - （キ） 申請をしようとする団体の代表者が、政府の職権により保険関係が消滅した特別加入団体の代表者であった場合において、その消滅の日から起算して5年を経過していること
 - （ク） 特別加入希望者が特別加入の要件に該当するかを適切に確認すること
 - （ケ） 特別加入についての広報及び啓発に関する活動の内容が虚偽又は誇大なものでないこと
 - （コ） 別に定める区域に相当する区域を超えない範囲で業務を行うものであること
- 特定フリーランス事業に係る申請をしようとする団体については（ア）～（ケ）の要件に加え以下も省令に定める。
 - （サ） 申請をしようとする団体が、特定の業種に関与しないフリーランス全般の支援のための活動を実績として1年以上行っており、100名以上の構成員等を有していること
 - （シ） 申請をしようとする団体が、
 - （あ） 47都道府県全てに常時訪問可能な事務所を有していること（相談体制の確保の観点から、予約が必要だったり他の利用者がおらず空いていなければ使えなかったりといったような時間貸しの会議スペースなどは不可）又は
 - （い） （あ）に該当せず、47都道府県に常時訪問可能な事務所又は訪問可能な相談スペースを有していること₂

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の改正について

改正の概要（２）特別加入団体の要件の法定化等（②関係）

- （キ）の確認のため、省令に定める特別加入団体の保険関係の承認の申請（以下単に「申請」という。）時に当該申請に係る申請書に記載する事項として、団体の代表者の氏名に加え生年月日及び住所を追加する。
- 省令に定める申請書に添える書類として、（ク）の要件に適合することを明らかにする書類（特定フリーランス事業に係る申請をしようとする団体については、（ク）に加えて（サ）及び（シ）の要件に適合することを明らかにする書類）を追加する。
- 保険関係の承認後に特別加入団体に求める事項として以下を省令に定める。
 - ・ 特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、毎年１回、当該団体の業務災害の防止に関する活動に係る業務の状況として、過去１年間に実施した災害防止教育の実績とその内容を、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に報告しなければならないこと
- そのほか、特別加入団体が要件に該当せず政府の職権で保険関係を消滅させる際に、特別加入者の不利益を回避するため、以下も省令に定める。
 - ・ 特別加入団体は、特別加入者の氏名、生年月日、住所等を記載した名簿を作成すること
 - ・ 都道府県労働局長は、インターネット上などに、保険関係を消滅させる団体の名称、所在地、日付及び理由を公表すること
- その他所要の改正を行う。

改正の概要（３）遺族特別年金における支給要件の見直し等について（②関係）

- 改正法により、遺族補償年金等について、遺族が１人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改めることを踏まえ、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特支金則」という。）に規定する遺族特別年金について、遺族の人数が１人であり、当該遺族が55歳以上又は労災則第15条に規定する障害の状態にある妻である場合の額の特例を廃止し、遺族の人数が１人である場合の額を一律で算定基礎日額の175日分とする。
- その他所要の改正を行う。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の改正について

改正の概要（４）労災保険給付請求権及び災害補償請求権の消滅時効期間の見直しについて（①及び②関係）

- 改正法において、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等を受けるべき労働者のその保険給付の原因である事故に係る疾病が、その性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、これらの給付等を受ける権利の消滅時効期間を５年に延長することとされることを踏まえ、
 - ・ 政令において、当該政令で定める疾病について、
 - （ア） 脳血管疾患又は心臓疾患として厚生労働省令で定めるもの
 - （イ） 精神疾患として厚生労働省令で定めるもの
 - （ウ） 石綿を吸入することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものとし、
 - ・ 省令において、
 - （あ） （ア）の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第１の２第８号に掲げる疾病
 - （い） （イ）の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第１の２第９号に掲げる疾病
 - （う） （ウ）の厚生労働省令で定める疾病は、石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第６号）第１条第１号から第５号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）上の災害補償請求権の消滅時効期間についても、政省令において上記労災保険給付請求権の消滅時効期間の見直しに準じた対応を行う。
※労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成６年政令第５号）を改正し、題名を労働基準法施行令とした上で、上記の政令で定める疾病について規定する。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の改正について

改正の概要（５）社会復帰促進等事業の審査請求に係る見直し等について（①及び②関係）

- 改正法において、社会復帰促進等事業のうち労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律126号）の対象とされることを踏まえ、
 - ・ 政令において、当該政令で定める事業について、
 - （ア）被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、
 - （イ）被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護を図るために必要な事業並びに
 - （ウ）（イ）に掲げるもののほか、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業として厚生労働省令で定めるものとし、
 - ・ 省令において、当該厚生労働省令で定める事業について、義肢等補装具費等（義肢等補装具旅費を含む。）の支給、外科後処置等（外科後処置旅費の支給を含む。）、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護、労災就学援護費の支給、労災就労保育援護費の支給、休業補償特別援護金の支給、長期家族介護者援護金の支給、特支金則第2条各号に掲げる特別支給金（特別支給一時金及びボーナス特別支給金）の支給、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）に基づく介護料の支給とする。
- 上記改正を踏まえ、都道府県労働局が実施する一部の社会復帰促進等事業も、労働者災害補償保険審査官への審査請求及び労働保険審査会への再審査請求の対象となるため、政令で定める労働者災害補償保険審査官への審査請求に係る決定に係る公示送達において公示事項を掲示する掲示場に、原処分が行われた都道府県労働局の掲示場を追加する。
- 社会復帰促進等事業の審査請求等が労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象となることに伴い、労災保険法第29条第1項各号に掲げる事業として、省令に義肢等補装具旅費及び外科後処置旅費の支給を行う旨明記する。
- その他所要の改正を行う。

施行期日

- 令和9年4月1日。ただし、（1）については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和13年4月1日）。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（参考 1）労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 60 号）の概要

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に 55 歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が 1 人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の 153 日分（55 歳以上又は一定の障害の状態にある妻は 175 日分）から、一律で 175 日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を 2 年から 5 年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成 19 年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第 5 条第 2 項について、規定の形式的修正を行う。

令和 9 年 4 月 1 日（ただし、3 は公布の日から起算して 5 年以内の政令で定める日）

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し

背景

- 労災保険法の遺族補償年金等、石綿健康被害救済法の特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた要件として、夫は、労働者たる妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態でなければ受給権が生じない。
- 遺族補償年金等について、受給資格者となる遺族が妻のみで、55歳以上又は一定の障害がある場合、年金額が給付基礎日額の153日分から175日分に増額される（特別加算）。

改正内容

- 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、**夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。**

【遺族補償年金等の受給資格者（※）】

見直し前	見直し後
① 妻又は 60歳以上若しくは一定障害の夫 ② 18歳以下又は一定障害の子 ③ 60歳以上又は一定障害の父母 ④ 18歳以下又は一定障害の孫 ⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母 ⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 ⑦ 55歳以上60歳未満の夫 ・父母・祖父母・兄弟姉妹	① 妻又は 夫 (同左) ⑦ 55歳以上60歳未満の父母・祖父母・兄弟姉妹

※ 遺族補償年金等を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記①～⑦のとおり。

- 遺族補償年金等について、**遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（遺族が妻のみ、かつ55歳以上又は一定の障害の状態にある場合には175日分）から、一律で175日分に改める。**

【遺族が1人の場合の年金額】

妻のみ、かつ

55歳以上又は一定の障害の状態
にある場合

153日分

22日分（175日分）

上記以外の場合

153日分

一律：

175日分

※ 船員保険法の遺族年金についても同様の改正を行う。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

背景

- 労災保険法上の労災保険給付請求権は、行使できるときから、障害補償給付、遺族補償給付等については5年間、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等については2年間で消滅する。また、労働基準法における災害補償請求権は、行使できるときから2年間で消滅する。
- 令和2年の労働基準法改正法案に対する附帯決議において、災害補償請求権の消滅時効期間について、労災保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うことが明記されている。

改正内容

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものについて、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

【消滅時効期間】

		見直し前	見直し後
労災保険法上の 労災保険給付請求権	障害補償給付、遺族補償給付等	5年間	5年間
	療養補償給付、休業補償給付、 葬祭料、介護補償給付等	2年間	2年間 <u>5年間</u>
労働基準法上の 災害補償請求権			
		2年間	<u>5年間</u> 2年間

疾病の性質上、災害補償の事由に
該当するものかどうか等を容易に
判断することができない疾病とし
て政令で定めるもの

※ 具体的には、脳・心臓疾患、精神疾
患、石綿関連疾病を想定。

※ 船員保険法の休業手当金の請求権についても同様の改正を行う。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

背景

- 労災保険は、原則、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、当分の間の暫定措置として、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、任意適用となっている。
- 他方で、農林水産業の小規模な事業においても重大事故が見られ、労働者の保護の必要性が高まっている。

改正内容

- **労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。**

【暫定任意適用事業の対象】

農業

個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（事業主が農業について特別加入している事業を除く）

林業

労働者を常時には使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業

水産業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の水産動植物の採捕又は養殖の事業その他水産の事業（水産動植物の採捕の事業については、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は河川、湖沼若しくは災害発生のおそれが少ない水面において主として操業するもの）

廃止

※ 施行までに5年程度の準備期間を設ける想定。

4. 特別加入団体の要件の法定化等

背景

- 業務実態や災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に労災保険への加入を認めているところ、一人親方等の特別加入については、特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）が申請をし、政府の承認を得た場合に、保険関係が成立する。
- 法令上、特別加入団体の位置付けや役割が明記されておらず、特別加入団体の要件については、通達等に定められている。

改正内容

- 労災保険の特別加入団体について、**現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。**



労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定。

※ 具体的な要件としては、災害防止に関わる役割や実施すべき措置事項その他当該団体の業務の適切な運営に関する事項（団体等の性格、事務処理体制、財政基盤に関する事項等）を想定しており、省令に別途規定。

- **特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。**

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

背景

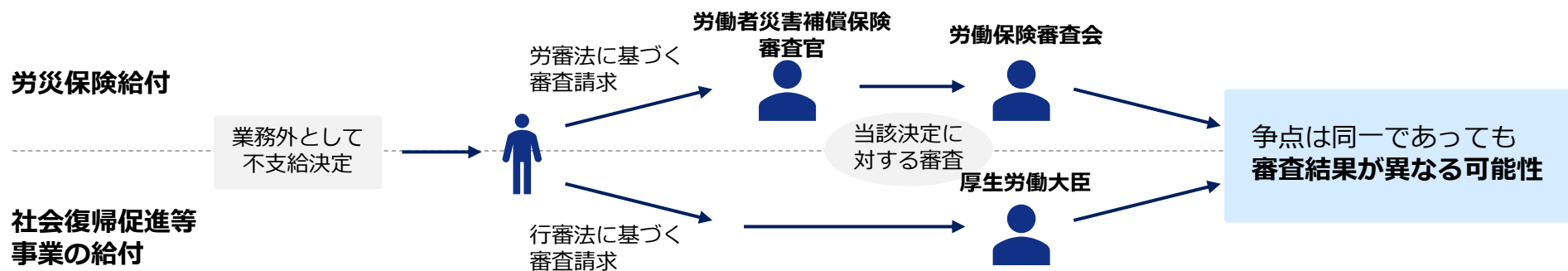
- 労災保険法に基づく処分のうち、労災保険給付に関する決定については、行政不服審査法（以下「行審法」という。）ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。
- 一方、社会復帰促進等事業（※）の給付に関する決定については、行審法に基づく審査請求をすることとされており、労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる判断がなされ得る。

※ 労災保険の附帯事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業（義肢・車椅子の費用の支給等）等を実施しているもの。

改正内容

- 現行では行審法の対象とされている、**社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労審法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。**

【現行における具体例：業務外を理由として労災保険給付及び社会復帰促進等事業の給付が不支給決定された場合】



不服申立ての対象処分	見直し前	見直し後
労災保険給付に関する決定	労審法	
社会復帰促進等事業の給付に関する決定	行審法	労審法

(参考2) 労災保険における特別支給金について

被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして**特別支給金を支給**している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。特別支給金は以下の9種類（特支金支給規則第2条第1号～第8号）であり、**特別支給一時金とボーナス特別支給金とに大別**される。

2種類の特別支給金について

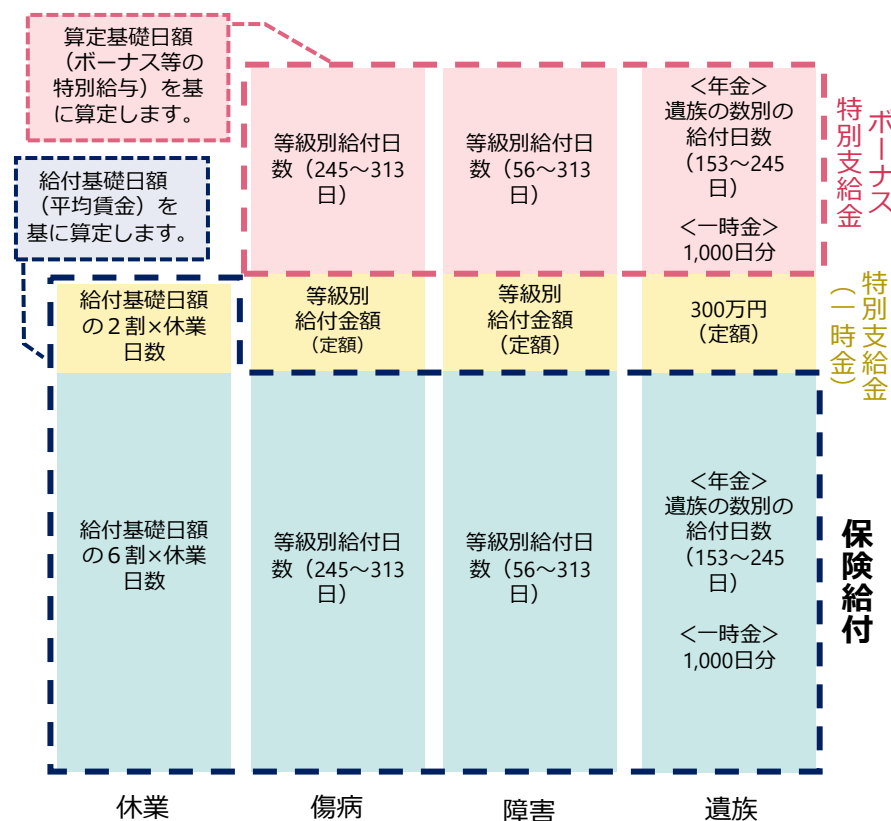
- 休業特別支給金
（給付基礎日額の2割）
- 障害特別支給金
（8万円～342万円）
- 遺族特別支給金
（一律300万円）
- 傷病特別支給金
（100万円～114万円）

- 特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治癒後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。
- 現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を持つ。

- 障害特別年金
障害等級第1～7級：
算定基礎日額 131日分～313日分
- 障害特別一時金
障害等級第8～14級：
算定基礎日額 56日分～503日分
- 遺族特別年金
遺族数に応じ：
算定基礎日額 153日分～245日分
- 遺族特別一時金
（一律、算定基礎日額 1,000日分）
- 傷病特別年金
傷病等級第1～3級：
算定基礎日額 245日分～313日分

- 給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。
- 算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前1年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

保険給付と特別支給金の関係図



※ 特別支給金を受け取ることでできる遺族（受給資格者）の範囲は遺族（補償）等給付と同じであり、受給資格者の第一順位者（受給権者）のみが受け取ることができる。

※ また、特別支給金は保険給付と別個のものであることから、社会保険や損害賠償との併給調整の対象とならない。

（参考３）労働基準法施行規則

労働基準法施行規則別表第１の２第８号及び第９号に掲げる疾病については、以下のとおりである。

労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）

別表第一の二（第三十五条関係）

一～七 （略）

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十・十一 （略）

制度名	概要	執行額 (百万円)	支給実績
義肢等補装具費（労災則第25条）	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。	3,710	(実人員) 義肢:4,018人 旅費:103人
外科後処置（労災則第26条）	外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等を給付。	45	(実人員) 処置:58人 旅費:2人
アフターケア（労災則第28条）、アフターケア通院費（労災則第29条）	症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。	2,581	アフターケア: 325,830件 通院費: 6,194件
労災はり・きゅう施術特別援護措置（労災則第27条）、振動障害者社会復帰援護金（労災則第30条）、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護（労災則第31条）	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給。	297	はり・きゅう: 65件 振動障害: 214件 頭頸部: 0 件
労災就学援護費（労災則第33条）、労災就労保育援護費（労災則第34条）	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給。	1,883	(受給対象者数) 就学援護: 6,044人 就労保育: 203人
休業補償特別援護金（労災則第35条）	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給。	1	27件
長期家族介護者援護金（労災則第36条）	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給。	58	58件
特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金）（特支金則）	被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給。	86,626	1,264,256件
一酸化炭素中毒特措法に基づく介護料支給費（同規則）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料を支給。	5	(実人員) 8 人